

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案(閣法第五六

号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、社会経済情勢の変化に対応し、総合的な国土の利用、整備及び保全を図るため、国土総合開発計画に係る各種制度を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国土総合開発法の一部改正

- 一 法律の題名を「国土形成計画法」に改めるとともに、計画の名称を「国土形成計画」に改める。
- 二 計画の対象事項に、海域の利用及び保全、環境の保全及び良好な景観の形成等に関するものを加える。
- 三 法の目的を、国土形成計画の策定その他の措置により、国土利用計画法による措置と相まって、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することに改める。
- 四 国土形成計画は「全国計画」及び「広域地方計画」とし、国土形成計画の基本理念に関する規定を設ける。

五 全国計画

- 1 国は、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、全国計画を定める。
- 2 国土交通大臣は、全国計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 3 都道府県等による全国計画の案（変更の案を含む。）の作成の提案等に関する所要の規定を設ける。

六 広域地方計画

- 1 国土交通大臣は、一体として総合的な国土の形成を推進する必要がある区域について、広域地方計画を定める。広域地方計画には、当該広域地方計画区域における国土の形成に関する方針等を定める。

- 2 広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市により、広域地方計画協議会を組織する。

- 3 広域地方計画区域内の市町村による広域地方計画の策定又は変更の提案等に関する規定を設ける。

第二 国土計画体系の簡素化・一体化

- 一 国土利用計画法は国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

- 二 首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法の各大都市圏整備に係る事業計画は廃止し、各大

都市圏整備計画は国土形成計画との調和が保たれたものでなければならぬものとする。

三 東北開発促進法及び九州・四国・北陸・中国の各地方開発促進法を廃止する。

第三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。